令和5年度算定状況

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1	2	2	2	4	1	2	2	1	1			18
	治療日数	3	9	9	9	17	2	4	7	6	3			69
尿路感染症	人数	4	2	3	5	4	2	2	1	2	2			27
	治療日数	16	8	9	25	16	9	14	5	8	10			120
帯状疱疹	人数								1					1
	治療日数								10					10
蜂窩織炎	人数	1	1			1	1		1	1	1			7
	治療日数	6	6			5	3		6	5	4			35

主な治療内容

区分	治療内容					
肺炎	血液検査・胸写・CT・抗生剤点滴(生食+セフトリアキソンナトリウム)・内服(ラリキシン)、喀痰吸引、水分補給等					
	診察結果に基づいた適宜必要な治療を行っています。					
尿路感染症	血液検査・尿検査・抗生剤点滴(生食+セフトリアキソンナトリウム)・内服(シプロフロキサシン)、水分補給等					
	診察結果に基づいた適宜必要な治療を行っています。					
帯状疱疹	抗ウイルス剤の内服・抗ウイルス剤の点滴・抗ウイルス剤の外用薬の塗布等					
	診察結果に基づいた適宜必要な治療を行っています。					
蜂窩織炎	血液検査・抗生剤点滴(生食+セフトリアキソンナトリウム)・内服(ラリキシン)・患部の保護又は冷却等					
	診療結果に基づいた適宜必要な治療を行っています。					

所定疾患施設療養費 II 算定要件

- 1. 対象となる入所者の状態は次のとおりです。
 - ① 肺炎
 - ② 尿路感染症
 - ③ 帯状疱疹
 - 4 蜂窩織炎
- 2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に 1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであり、1月に連続しない1日 を10回算定することは認められないものであること。
- 3. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできません。
- 4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できます。
- 5. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置などの内容等を診療録に記載します。
- 6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表します。